

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る 介護報酬の柔軟な取扱いについて

介護支援専門員の仲間の皆様が
とっさの判断に迷わないよう、
思い切って簡単な表現にしました。
必ず事務連絡もご確認ください。
会長・柴口より



【基本は通常時の法令上の考え方がありますが、感染拡大防止を踏まえた臨時的な対応が可能となっています】

やむを得ない一時的な 状況	介護報酬の考え方		新型コロナウイルス感染防止を踏まえ 厚生労働省から発出された 事務連絡
	通常時 (運営基準・算定基準、Q&Aの規定どおり)	新型コロナウイルス感染防止を 踏まえた柔軟な対応	
介護支援専門員一人 当たりの担当件数	常勤換算一人当たり40件を超えた場合、 超過部分に通減制適用 ※介護予防受託者数を1/2とした件数含む	40件を超えてもOK	新型コロナウイルス感染症に係る介護サ ービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い について (事務連絡(令和2年2月17日))
利用者の居宅訪問等	定期的な利用者の居宅訪問未実施の 場合は減算	利用者の居宅に訪問できなくても OK	※台風19号の際の事務連絡(R1.10.15)が準 用されています。
特定事業所集中減算	正当な理由がなく、訪問介護サービス等、 特定の事業所の割合が80%を超える場合 は減算	特定の事業所にサービスが 集中してもOK	
退院・退所加算 (病院・施設等の職員と の面談)	ICTの活用 リアルタイムでの画像を介したコミュニ ケーション(ビデオ通話)	電話、メール等 で対面を伴わなくてもOK	新型コロナウイルス感染症に係る介護サ ービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い について(第5報) (事務連絡(令和2年3月26日)) 【介護保険最新情報Vol.796】
特定事業所加算の算 定要件である定期 的な会議の開催	利用者に関する情報又はサービス提供に 当たっての留意事項に係る伝達等を目的 とした会議の定期的な開催	電話、文書、メール、テレビ会議等 で対面を伴わなくてもOK	新型コロナウイルス感染症に係る介護サ ービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い について(第9報) (事務連絡(令和2年4月15日)) 【介護保険最新情報Vol.818】
<p>これまでに示された運営基準等の柔軟な対応に関する事務連絡をまとめたページが厚労省HPに掲載されています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html</p>			<p>「新型コロナウイルス感染症に係る介護 サービス事業所の人員基準等の臨時的な取 扱いについて」のまとめについて (事務連絡(令和2年4月20日)) 【介護保険最新情報Vol.820】</p>

新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえた事務連絡の抜粋

やむを得ず一時的に以下の状況になった場合は減算にならない

- 介護支援専門員一人当たりの担当件数が40件を超えてもOK
- 利用者の居宅に訪問できなくてもOK
- 特定の事業所にサービスが集中してもOK

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（事務連絡（令和2年2月17日））

※具体的には「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」（令和元年10月15日付事務連絡）が準用されています。

(10) 居宅介護支援

①介護支援専門員が担当する件数が40件を超えた場合

被災地や被災地から避難者を受け入れた場合について、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件を超える利用者を担当することになった場合においては、40件を超える部分について、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

②利用者の居宅を訪問できない場合

被災による交通手段の寸断等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、居宅介護支援費の減額を行わないことが可能である。

③特定事業所集中減算

被災地において、ケアプラン上のサービスを位置付ける上で、訪問介護事業所の閉鎖などにより、やむを得ず一時的に特定の事業所にサービスが集中せざるを得ない場合、減算を適用しない取扱いが可能である。

退院・退所加算は、電話、メール等で対面を伴わなくてもOK

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」（事務連絡（令和2年3月26日））【介護保険最新情報Vol.796】

問4 居宅介護支援の退院・退所加算や（地域密着型）特定施設入居者生活介護の退院・退所時連携加算について、どのような取扱いが可能か。

（答）感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、病院等の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能である。

特定事業所加算の算定要件の定期的な会議は、電話、文書、メール、テレビ会議等で対面を伴わなくてもOK

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第9報）」（事務連絡（令和2年4月15日））【介護保険最新情報Vol.818】

問4 訪問介護の特定事業所加算等（※）の算定要件のひとつである「定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告」について、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、電話、文書、メール、テレビ会議等の対面を伴わない代替手段をもって開催の扱いとすることは可能か。

（答）可能である。「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）において、「特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催やサービス提供前の文書による指示・サービス提供後の報告について、今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合についても、当該加算の算定は可能である。」としている。これには、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応することも含まれるものである。

※ サービス提供体制強化加算や居宅介護支援の特定事業所加算の算定要件である定期的な会議の開催についても同様の取扱いとする。